

神奈川県本部 会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条】 本会は、一般社団法人 全日本司厨士協会関東総合地方本部 神奈川県本部と称し
一般社団法人 全日本司厨士協会関東総合地方本部 に所属する。

(事 務 所)

第2条】 本会の事務所は神奈川県横浜市に置く。

(目 的)

第3条】 本会の目的は全日本司厨士協会関東総合地方本部と同様であるが、本会では特に
会員の人格と技術の育成を図り、調理師の社会的地位の向上に努め、さらに
女性参画の場を拡大し且つ活躍推進を図ると共に ”和衷協同” を以って県民の
食生活の安全と向上に寄与、貢献する事を本会の目的とする

(事 業)

第4条】 本会は3条の目的達成の為に次の事業を行う。

- * 飲食業界及び友好関連団体との相互親睦とイベントの開催
- * 各種コンクール・料理講習会・試食会等の開催並びに国家試験取得の推進
- * 生産地見学会と食材の展示会、新商品工場見学会等企画開催
- * 養護・障害施設等慰問、学校調理体験指導、テーブルマナーの施行
- * その他、適時各職域・責任分野に於いて事業活動を行う

第二章 会 員

(会員構成・会費)

第5条】 本会の会員は次の会員別に依って構成する。

1項 会 員： 西洋料理の調理を聖職とする個人。

賛助会員： 本会の活動趣旨に賛同し ご支援を頂く関係団体並び個人。

(原則として理事会の承認を得る事とする。)

2項 本会の会員は本会の定めた会費規定に則り、定められた会費を負担するものとする。
但し金額は以下のとおりとする。

一般会員 1,300 円 幹事 1,800 円 理事 2,000 円

役員 2,300 円 監事 2,300 円

(此处での役員とは会長以下 常務理事、監事迄を言う)

賛助会員 入会金 10,000円 年会費 30,000円

3項 本会への加入希望者は所定の申込書を会に提出し、理事会の承認を得なければ
ならない。

4項 本会の退会を希望する場合は所定の退会届に記入し会に提出しなければならない。

5項 女子部会を設置し本会の目的にある、女性参画と活躍推進を図る。

6項 特別役員枠を設置。 《顧問、相談役、常任相談役、最高技術顧問》

(会費は別途定めるところに因る)

(女子部会)

第6条】 女子部会として以下を定める

- 1項 女子部役員は、女子部部会に於いて女性会員の中から、部長1名、副部長1名 書記1名、他リーダ―若干名 8名以内を選任し、理事会の承認を受ける。
- 2項 女子部役員は、女子部活動が円滑に執行される様、必要なサポートと要望を女子部担当理事に行なうと共に、女子部員名簿を作成しそれを基に本部理事会への報告並びに各部会との連帯を図る役割を担う。

(退会)

第7条】 本会の会員は、次の場合には退会したものと見なす。

- 1項 会員より退会の申し出が有った時
- 2項 会員が死亡した時。
- 3項 会費を1ヶ年度分以上滞納した時。
- 4項 第8条の規定により除名された時。

(除名・解任)

第8条】 本会の会員は、次の場合には除名・解任される。

- 1項 会員として本会の名誉を毀損し、又本会の目的に著しく反する様な行為の有った時は、理事会の議決を得て除名する事が出来る。
- 2項 会員として本会の目的と社会的責務を正しく理解する事なく、本会の運営業務また事業に支障・遅滞を及ぼす様な行為の有った者は、理事会の議決を得てその役席と職務を解任する事ができる。

第三章 役員等

(役員)

第9条】 役員は理事の中から総会に於いて選出任命する。

- 1項 理事30名以上35名以内、会長1名、会長代行1名、副会長9名（専務理事1名含む）常務理事、理事、その他幹事若干名とする。
- 2項 会長は 会長代行、副会長(専務理事含む)の中から総会において選任する。
会長代行は 副会長(専務理事含む)の中から総会において選任する。
- 3項 専務理事は 副会長・常務理事の中から総会において選任する。
副会長は 常務理事の中から総会において選任する。
常務理事、監事は理事の中から総会において選任する。
- 4項 理事及び幹事は会員の中から総会において選任する。
- 5項 全役員及び監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠員したときは3カ月以内に補充しなければならない。
- 6項 会長を含む上席役員は退任後、役員会の就任要請と本人の希望承諾が有れば特別役員に就任する。

(職務)

第10条】 理事は総会の決議に基づいて会務を執行する。

1項 会長は本会を代表し会務を統一管理し、第一章総則第3条の目的遂行に精励する。

2項 会長代行は会長を補佐し会長に事故及び要請ある時は会長に代わり職務を執行する。

3項 副会長は会長を補佐し会長及び会長代行に事故ある時は、会長の指名した副会長（専務理事含む）がその職務を代行する。

4項 専務理事は会長の指示を受けて会務の執行を統轄する。専務理事に事故ある時は会長の指名した副会長がその職務を代行する。

5項 常務理事は会長の指示を受けて常務を執行処理する

6項 全理事は第一章・第3条に因って担当職域を受け持ち事業達成に努める。

7項 監事は民法題59条の職務を行う。

(本項に於いての事故とは不慮の出来事、及び責務の放棄に因る続行不能状態を云う)

(任期)

第11条】 役員任期を定め盤石な組織を継続する。

1項 会長の任期は原則2年とし、他の役員(代行、専務、副会長、常務、理事、監事)は3年とする、但し補欠就任の役員任期は前任者の残任期間とする。

(任期満了時、会長を含む全役員は三役会と談論し承認在る時留年延長及び退任する事を得る)

2項 上席役員が任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない、また退任後、相談役、常任相談役、最高技術顧問として会の運営を補佐する事を得るが、その他理事はその限りとししない。

3項 役員退任後の職階は、本人と役員会の談論を得て順次上席の特別役員へ移行する。

4項 職域担当理事の任期は上記役員規定に順ずるものとする。

5項 県本部役員の退任及び退会の意思表示は事前に三役会に届け出なければならない。

(尚、前任者が第11条の責務を放棄したときは第10条の規定に従うものとする)

(事務)

第12条】 本会の事務を適正に処理する為に事務員を配置する。

1項 事務所に事務員1名を置き会長責任の下、庶務に従事させる。

2項 事務員は退職に際し可及的速やかに、引き継ぎ事務処理を行わなければならない。

第四章 会議

(会議)

第13条】 計画的な会議を基に協会運営を行い事業推進を図る

1項 会議は総会及び全体理事会、本部定例理事会、三役会、上席役員会

2項 通常総会は毎年1回開催、原則4月開催とする。

同日は本部定例理事会を兼ねる。(総会を通常総会及び臨時総会に分ける)

3項 全体理事会は原則として年2回開催とする。(7月・1月)

同日は本部定例理事会を兼ねる。

4項 本部定例理事会を原則として毎月一回開催とする。

5項 担当職域会議(実行運営委員会、表彰選考委員会、女子部役員会、その他)等は
その都度必要に応じて開催する。

(招集)

第14条】 会則第一章総則の第3条に因る目的達成の為に会議を招集する。

1項 総会は会長が招集し、理事会は専務理事が招集する。

(諸事を決定し通知招集する、参加の可否を得る)

2項 会議を招集するには、その会議を構成する担当者に対し会議の位置付け、目的、議題、事項並びに日時、会場を明示した書面をもって通知しなければならない。

(諸事を決定し通知招集する、参加の可否を得る)

3項 理事の3分の1以上から会議すべき事項を示して請求があったときは

1カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(諸事を決定し通知招集する、参加の可否を得る)

4項 会議通知は原則 内容確定後に事務職より送付、ハガキ、Eメール等にて行なうが何れもリードタイムを確りと考慮する必要がある。

(定足数)

第15条】 定足数は次の項目を以って成立する。

1項 総会及び理事会は理事(議決権)の過半数が出席することにより開催する事ができる
また議決は、出席人数(議決権)の過半数をもって行われる。

2項 止むを得ない理由の為 会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又その会議を構成する会長他、役員理事である代理人に委任する事ができる。この場合には出席したものと見なす。

3項 前項の代理人は代理権限証書を会長に提出しなければならない。

4項 出欠報告は、総会は返信ハガキにて、理事会はハガキ又はEメールを持って行う。
尚、県本部定例理事会について止むを得ない場合には、電話連絡の事を了とする
(欠席報告の提出期限は別途定めるところに依る。)

(議決)

第16条】 合議して決定する事項

1項 総会及び理事会はこの定款に規定するものの他、会長が必要と認めた重要な会務について議決する事ができる。

2項 総会及び理事会の議決は出席理事(議決権)の過半数をもってし、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決する事ができる、可否同数の場合は、会長の決するところに依る。

(議 事)

第17条】 議事記録作成。

1項 会議の議事は次の事項を記載した議事録を作成保存しなければならない。

- ① 会議の日時及び場所。
- ② 理事の現在数。
- ③ 出席理事の人数と氏名。
- ④ 会議の目的
- ⑤ 議事の経過、要項及び発言者の発言要旨
- ⑥ 決議事項 (決定した事項)

2項 議事録には会長及び理事の内から、あらかじめその会議に於いて選出された議事録署名人 1名以上署名しなければならない。

第五章 会 計

(収 支)

第18条】 本会の収入は次の各号を以って構成する。

(収 入)

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ その他の収入

(支 出)

1項 事務所の運営費等は三役会議にて起案し、理事会の承認を得て期初より施行される。

2項 事務員給与は三役会議にて図り、理事会の承認を得て決定し指定金融機関より支給される。(詳細は別途取り決めとする)

3項 会議招集時等に掛かる諸費用の支給を規定する

- ① 通常総会(臨時総会)参加役員に交通運賃(普通在来線)を支給する。
- ② 総本部及び関東総合より指定の会議招集参加費用及び交通費を支給する。
- ③ 遠距離支部からの理事会参加役員に交通運賃(普通在来線)を支給する。

4項 その他支出については上席役員会議にて起案し、理事会の承認を得て決定する。

(予算・決算)

第19条】 本会の収支予算は事業計画と共に年度初め前に総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後1ヶ月以内に事業状況及びその年度財産目録と共に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条】 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第六章 支部

(支部)

第21条】 本会は理事会の議決を得て必要な地域に支部を置く事ができる。

(既存支部は小田原支部と横須賀支部の2支部が在る)

1項 本会の指導の下に支部の事業を実施する。

2項 支部の運営に関する規定は上席役員会の議決を経て別途定める。

第七章 解散

(解散)

第22条】 本会は民法第68条の規定により解散する。

1項 解散時に赤字の時は理事全員が負担する。

2項 解散時に存する残余財産は総会の議決を経て、主務官庁の許可を得て本会と同一または類似の目的を持つ公益法人に寄与する。

第八章 雑則

(雑則)

第23条】 この定款に定める他に、この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第九章 会則の変更

(会則の変更)

第24条】 この会則は理事会の議決において変更することが出来る。

第25条】 この会則は別に定められたものの他、この会則の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

令和3年5月31日会則の一部改訂をした。

本会の会則は令和3年6月5日より施行する。

一般社団法人全日本司厨士協会
関東総合地方本部 神奈川県本部